

指名停止措置を行いました

～安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故～

北海道開発局は、コニシ工営株式会社が安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことから、指名停止 2 週間の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 1 第 8 号に該当）

平成 31 年 4 月 23 日、コニシ工営株式会社は、余市町内で施工した一般工事において、高さ 8.8 m の屋上で下請作業員 1 名に作業させた際、墜落防止のための囲い等を設けず、作業員が腰椎破裂骨折等の負傷をする事故を発生させ、令和元年 11 月 16 日付けで札幌簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
コニシ工営株式会社	札幌市西区発寒十六条 4-1-30

2. 指名停止措置期間：令和 2 年 1 月 16 日～令和 2 年 1 月 29 日（2 週間）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 1 第 8 号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者もしくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるときと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 ヶ月以内

※一般工事とは、北海道開発局発注工事以外の工事をいう。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 笠井 和宏（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 大関 良司（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

